

北上市教育委員会訓令第4号

事務局及び教育機関

北上市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月24日

北上市教育委員会教育長 平野 憲

北上市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

北上市教育委員会職員服務規程（平成3年北上市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の申出)</p> <p>第5条 職員が、年次休暇、病気休暇及び特別休暇（女子職員が出産した場合を除く。以下「年次休暇等」という。）を受けられる場合の申請は、休暇処理票（様式第3号）（サービス管理システムが整備されている組織に勤務する職員にあっては、サービス管理システム）による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員が休日及び週休日を除き、引き続き6日を超える病気休暇（県費負担教職員は、1月以上、県費負担教職員である教育機関の長は、5日以上）又は特別休暇（県費負担教職員である教育機関の長は、5日以上</p>	<p>(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の申出)</p> <p>第5条 職員が、年次休暇、病気休暇及び特別休暇（女子職員が出産した場合を除く。以下「年次休暇等」という。）<u>の承認</u>を受けられる場合の申請は、休暇処理票（様式第3号）（サービス管理システムが整備されている組織に勤務する職員にあっては、サービス管理システム）による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員が休日及び週休日を除き、引き続き6日を超える病気休暇（県費負担教職員は、1月以上、県費負担教職員である教育機関の長は、5日以上）又は特別休暇（県費負担教職員である教育機関の長は、5日以上</p>

)を受ける場合の申請は、病気（特別）休暇承認申請書（様式第4号）によるものとし、休暇承認を得た期間について休暇処理票に登載（サービス管理システムが整備されている組織に勤務する職員にあっては、サービス管理システムに入力）して処理しなければならない。

3・4 [略]

5 職員は、北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）第13条第5号に規定する特別休暇を請求しようとするときは、あらかじめ休暇処理票にボランティア活動計画書（様式第5号の2）を添えて、所属長に提出しなければならない。

6 [略]

（介護休暇の申出）

第5条の2 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇処理票（様式第5号の3）に記入し、所属長を経由して教育長に申請しなければならない。

2 [略]

（部分休業の承認）

)の承認を受ける場合の申請は、病気（特別）休暇承認申請書（様式第4号）によるものとし、休暇の承認を得た期間について休暇処理票に登載（サービス管理システムが整備されている組織に勤務する職員にあっては、サービス管理システムに入力）して処理しなければならない。

3・4 [略]

5 職員は、北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号。以下「勤務時間等規則」という。）第13条第5号に規定する特別休暇を請求しようとするときは、あらかじめ休暇処理票にボランティア活動計画書（様式第5号の2）を添えて、所属長に提出しなければならない。

6 [略]

（介護休暇の申出）

第5条の2 勤務時間等規則第20条の規定に基づき、介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇処理票（様式第5号の3）に記入し、所属長を経由して教育長に申請しなければならない。

2 [略]

（介護時間の申出）

第5条の3 勤務時間等規則第20条の規定に基づき、職員が介護時間の承認を受ける場合の申請は、介護時間処理票（様式第5号の4）による。

（部分休業の承認）

第14条の2 [略]

2 部分休業している職員は、県費負担教職員にあつては県人事委員会規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたとき、その他の職員にあつては市規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第14条の3 [略]

2 育児短時間勤務をしている職員は、県費負担教職員にあつては県人事委員会規則第15条において準用する県人事委員会規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長及び教育長を経由して県教育長に、その他の職員にあつては市規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

(自己啓発等休業の承認)

第14条の4 県費負担教職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年岩手県条例第65号)第2条の規定により自己啓発等休業の承認を受けようとするとき、又は同条例第7

第14条の2 [略]

2 部分休業している職員は、県費負担教職員にあつては県人事委員会規則第20条において準用する県人事委員会規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を、その他の職員にあつては市規則第20条において準用する市規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第14条の3 [略]

2 育児短時間勤務をしている職員は、県費負担教職員にあつては県人事委員会規則第15条において準用する県人事委員会規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長及び教育長を経由して県教育長に、その他の職員にあつては市規則第15条において準用する市規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

(自己啓発等休業の承認)

第14条の4 職員は、地公法第26条の5第1項の規定に基づく自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、県費負担教職員にあつては、職員の自己啓発等休業に関する規則(平成

条の規定により自己啓発等休業の延長の承認を受けようとするときは、職員の自己啓発等休業に関する規則（岩手県人事委員会規則第38号）第4条第1項に規定する自己啓発等休業承認申請書を所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

- 2 自己啓発等休業をしている職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例第9条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、職員の自己啓発等休業に関する規則第6条第1項に規定する大学等課程履修（国際貢献活動）状況変更届を所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

19年岩手県人事委員会規則第38号）第4条第1項に規定する自己啓発等休業承認申請書を所属長及び教育長を経由して県教育長に、その他の職員にあっては、北上市職員の自己啓発等休業規則（平成28年北上市規則第39号）第4条第1項に規定する自己啓発等休業承認申請書を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

- 2 自己啓発等休業をしている職員は、県費負担教職員にあっては、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）第9条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、職員の自己啓発等休業に関する規則第6条第1項に規定する大学等課程履修（国際貢献活動）状況変更届を所属長及び教育長を経由して県教育長に、その他の職員にあっては、北上市職員の自己啓発等休業条例（平成28年北上市条例第26号）第9条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、北上市職員の自己啓発等休業規則第6条第1項に規定する自己啓発等休業状況報告書を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定は、県費負担教職員にあっては、職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第1項の規定に基づく自己啓発等休業の期間の延長の申請、その他の職員にあっては、北上市職員の自己啓発等休業条例第7条第1項の規定に基づく自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

（配偶者同行休業の承認）

第14条の5 県費負担教職員は、職員の配偶者同行休業に関する

る条例（平成26年岩手県条例第13号）第2条の規定に基づく配偶者同行休業の承認を受けようとするとき、又は同条例第6条第3項において準用する同条例第2条の規定に基づく配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年岩手県人事委員会規則第20号）第3条第1項の配偶者同行休業承認申請書を所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

2 配偶者同行休業をしている職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例第8条各号に掲げる事由及び職員の配偶者同行休業に関する規則第6条第1項に規定する配偶者同行休業に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、同項の配偶者同行休業状況変更届を所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。

（修学部分休業の承認）

第14条の6 職員は、地公法第26条の2第1項の規定に基づく修学部分休業の承認を受けようとするときは、県費負担教職員にあっては、職員の修学部分休業に関する規則（平成17年岩手県人事委員会規則第40号）第3条第1項に規定する修学部分休業承認申請書、その他の職員にあっては、北上市職員の修学部分休業規則（平成28年北上市規則第40号）第3条第1項に規定する修学部分休業承認申請書を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

2 修学部分休業をしている職員は、県費負担教職員にあって

は、職員の修学部分休業に関する規則第4条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する修学状況変更届を、その他の職員にあっては、北上市職員の修学部分休業規則第4条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する修学部分休業状況変更届を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

(高齢者部分休業の承認)

第14条の7 職員は、地公法第26条の3第1項の規定に基づく高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、県費負担教職員にあっては、職員の高齢者部分休業に関する規則（令和5年岩手県人事委員会規則第18号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業承認申請書を、その他の職員にあっては、北上市職員の高齢者部分休業規則（令和5年北上市規則第39号）第3条第1項に規定する高齢者部分休業承認申請書を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

2 高齢者部分休業をしている職員は、県費負担教職員にあっては、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号）第3条の規定に基づく高齢者部分休業の休業時間の延長の承認を受けようとするときは、職員の高齢者部分休業に関する規則第3条第1項に規定する高齢者部分休業に係る休業時間の延長承認申出書を、その他の職員にあっては、北上市職員の高齢者部分休業条例（令和4年北上市条例第31号）第5条の規定に基づく高齢者部分休業の休業時間の延長の承認を受けようとするときは、北上市職員の高齢者部分

	<u>休業規則第6条第1項に規定する高齢者部分休業時間延長申請書を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第5号の3の次に次の1様式を加える。

様式第5号の4（第5条の3関係）

介護時間処理票				所属		職		氏名	
要介護者の状況	氏名		続柄		同居・別居の別		介護が必要になった時期		年 月 日
	要介護者の状態及び具体的な介護の内容						連続する3年の期間		年 月 日から 年 月 日まで
確認欄				請求の期間				本人の 確認	摘 要
決裁者	経由者			年 月 日		時 間			
				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 午後 時 分～	時 分 時 分		
				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 午後 時 分～	時 分 時 分		
				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 午後 時 分～	時 分 時 分		
				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 午後 時 分～	時 分 時 分		
				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 午後 時 分～	時 分 時 分		
				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 午後 時 分～	時 分 時 分		
				年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 午後 時 分～	時 分 時 分		

(裏面)

確認欄				休暇の取消し等の期間						本人の 確認	摘要				
決裁者	経路者			年 月 日			時 間								
				年	月	日	から	午前	時	分	～	時	分		
				年	月	日	まで	午後	時	分	～	時	分		
				年	月	日	から	午前	時	分	～	時	分		
				年	月	日	まで	午後	時	分	～	時	分		
				年	月	日	から	午前	時	分	～	時	分		
				年	月	日	まで	午後	時	分	～	時	分		
				年	月	日	から	午前	時	分	～	時	分		
				年	月	日	まで	午後	時	分	～	時	分		
				年	月	日	から	午前	時	分	～	時	分		
				年	月	日	まで	午後	時	分	～	時	分		
				年	月	日	から	午前	時	分	～	時	分		
				年	月	日	まで	午後	時	分	～	時	分		

附 則

この訓令は、令和 5 年 5 月 24 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。